

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
小林市	須木奈佐木地区(奈佐木集落)	2023年3月27日	

### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	75.6 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	69.1 ha
③地区内における60才以上(10年後70才以上)の農業者の耕作面積の合計	51.5 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	23.5 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	52.0 ha
(備考)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

### 2 地域における農業の将来の在り方

#### (1) 地域農業の現状および課題

○奈佐木地区の農地の耕作者は、今後5年間で6～7割が70代以上となる。この内23.5haの農地は後継者が不在である。このため、今後5～10年の間に耕作放棄地等の増加が懸念される。

○地区内では中山間地域直接支払制度を利用した農地保全が行われており、また、規模拡大を志向する農家もいる。しかしながら、以下の事項が、営農継続や担い手への農地集積・集約に取り組む上での課題となっている。

- ・傾斜地、ぬた田等、営農条件の悪い農地の存在
- ・圃場・作付品目の分散
- ・農地貸借の手続きの手間や情報不足、不在地主の問題
- ・鳥獣被害
- ・堆肥舎の不足、集落営農の共同利用機会の運用方法の改善
- ・労働力不足

#### (2) 地域における農業の将来の在り方

1) 地域における農業の将来の在り方

- ・奈佐木地区においては、今後も、果樹、水稻、畜産を基幹品目とした農業振興を図るものとし、担い手農家への農地集積・集約に取り組む。
- ・あわせて、担い手が限られる中、地区内のより多くの農地を長く守っていくために、全ての耕作者が営農しやすい地域を目指す。

2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域

- ・別添地図の区域内とする。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積・集約化の方針

- ・将来的には、傾斜地・ぬた田等の営農条件の悪い農地から、耕作しやすい平坦地に営農の場を移行・集約する。
- ・あわせて、耕作者毎に農地や作付品目の集約化を目指し、農業経営の効率化・省コスト化を図る。
- ・耕作困難な農地については、将来的には営農の場と区分し、適切な保全方法を検討していく。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

- ・行政、農業委員会と協力し、農地情報・貸付け手続きにかかる体制整備を進める。
- ・農地の集積・集約に際しては、農地中間管理機構の活用を検討する。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

- ・補助事業を活用し、必要に応じて、ほ場の出入口の整備等の簡易な整備を行う。
- ・集落営農の共同利用機械の運用体制について、関係機関と協力し、見直しを検討する。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

- ・米のブランド化をすすめ安定した価格帯を維持できるような水稻作付技術を確立するよう努める。
- ・特産品である栗・柚子の果樹や須木ブランド米の生産振興、および地区内外から安定した雇用を周年確保するための方法を検討し、地域農業の維持・振興を図る。

#### (5) 農作業委託の活用方針

- ・奈佐木営農組合農作業受託部会を中心に、耕作できなくなった者の農地の作業受託に取り組む。

#### (6) 鳥獣害対策についての取組方針

- ・国の補助事業を活用し、ワイヤーメッシュ柵への転換、わな狩猟免許取得を推進していく。その際は、小林市有害鳥獣連絡協議会等と連携し、既存のネットや柵の効果が低下した理由を明らかにするとともに、効果的な設置・管理方法を地域全体で検討した上で実施する。